

アイヌ共用林野設定契約書

国（以下「甲」という。）と、共用者（以下「乙」という。）とは、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）及び農林水産省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第4号）並びにアイヌ施策推進法第16条第2項により適用される国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）に基づき、下記条項を約定して、共用林野の設定について契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 6 年 3 月 28 日

国

分任契約担当官

北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

石狩森林管理署長 佐藤 肇

共用者

北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市長 秋元 克広

記

- 共用林野の所在 北海道札幌市南区
砥石山国有林 22 林班
砥山国有林 1000～1009 林班
簾舞国有林 1127、1129～1133 林班
常盤国有林 1136、1137、1144、1146 林班
- 共用林野の面積 897.97 ha （別紙「アイヌ共用林野設定一覧表」のとおり）
- 契約の存続期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 11 年 3 月 31 日
- 採取することができる林産物の種類、数量及び採取方法 別紙のとおり
- 使用料 国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第64条に基づき免除とする。
- 共用者の住所を有する区域及び共用者としての要件
札幌市内に居住する者であって、アイヌ文化の保存・継承・振興のために林産物の採取を行うことが必要な者等（名簿記載者）
- 特約事項
（別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり）

第1条 乙は、共用林野を札幌市アイヌ施策推進地域計画の記載事項に則り、使用しなければならない。

2 乙は、採取した林産物を札幌市アイヌ施策推進地域計画の記載事項に則り、使用しなければならない。

第2条 本契約は、甲が実地の指示をすることによって効力を生ずるものとする。

2 実地の指示は、規則第43条の規定に基づく規約書の作成の協議が整った後に行うものとする。

第3条 乙は、甲の指示する箇所に共用林野の境界標及び以下の表示をした標識を設置しなければならない。

契約年月日、所在地、面積、林産物の種類、共用者の氏名、森林管理署所在地

第4条 乙は、共用林野の林産物の採取を開始するときは、文書をもって甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

2 乙は、林産物の採取を終わったときは、文書により採取した林産物の種類別数量を甲に申し出なければならない。

第5条 乙は、採取した林産物の数量が表記の数量に達しない場合があっても当該林産物の不足数量の補足を請求しないものとする。

第6条 乙は、共用林野については、以下の義務を負うものとする。

(1) 法第13条各号に掲げる事項

(2) 規則第17条、第33条及び第45条第1項に掲げる事項

第7条 甲は、国又は公共団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止することができる。

第8条 乙が共用林野に被害を及ぼしたときは、乙は甲に対し一切の責を負うものとする。

第9条 乙は、本契約の更新を受けようとするときは、存続期間満了の2カ月前までに書面をもって甲に申請しなければならない。

第10条 乙は、存続期間が満了したときは、速やかに文書をもって甲に共用終了を届けなければならない。

2 乙は、共用終了に際し、共用林野に設置した境界標その他の物件を収去しなければならない。

第11条 乙は、代表者を変更したときは、新代表者から文書をもって甲に届け出なければならない。

2 乙が前項に定める届出を怠ったため、甲が旧代表者に代理権があると信じてした行為については、新代表者がその責を負うものとする。

第12条 本契約に関連するアイヌ施策推進地域計画又はその記載事項が消滅したときは、甲は、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

第13条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

別紙

4 採取することができる林産物の種類、数量及び採取方法

祭具の材料	数 量
ヤナギ（枝・しば）	年平均約 150 本
ミズキ（枝・しば）	年平均約 150 本
キハダ（枝・しば）	年平均約 150 本

民具の材料	数 量
イチイ（枝・しば）	年平均約 150 本
オヒョウ（枝・しば）	年平均約 150 本
ガマ	年平均約 30 束
サルナシ	年平均約 30 束
ヤマブドウヅル	年平均約 30 束
カツラ（枝・しば）	年平均約 150 本
シナノキ（枝・しば）	年平均約 150 本
ハシドイ（枝・しば）	年平均約 150 本
ホオノキ（枝・しば）	年平均約 150 本
イタヤカエデ（枝・しば）	年平均約 150 本
ハリギリ（枝・しば）	年平均約 150 本
エンジュ（枝・しば）	年平均約 150 本
ツリバナ（枝・しば）	年平均約 150 本

※1 束＝1 メートル縄しめ

アイヌ料理の材料	数 量
アズキナ	年平均約 30 キロ
オオウバユリ	年平均約 30 キロ
キハダの実	年平均約 30 キロ
ニリンソウ	年平均約 30 キロ

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除等)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止することができる。

- (1) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 乙が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 乙が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 乙が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 乙が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除等)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条又は第2条の規定により本契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとし、乙は、既納の使用料その他の費用の返還を請求しないものとする。

2 乙は、甲が第1条又は第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

保 護 方 法 書

- 1 共用林野の周辺の要所には、火災、盗伐、誤伐、土地漫用等の加害行為の予防のため、適宜制札を設置するものとする。
- 2 山火事の予防及び消防については、次の方法を講ずるものとする。
 - (1) あらかじめ、山火事の予防及び消防に必要な組織並びに非常報告の方法を定め、石狩森林管理署長に届け出る。
 - (2) あらかじめ、山火事発生の際の消防団の出動に遺憾のないよう連絡をとっておく。
 - (3) 山火事を発見したときは、直ちに消火に努めるとともに石狩森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を報告する。
- 3 盗伐、誤伐、土地漫用等の被害発生のおそれがあると認めるとき又はその被害を発見したときは、石狩森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 4 有害動物及び有害植物の防除については平素注意を喚起し、その被害を発見したときは、その駆除に努めるとともに石狩森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 5 標識に異常があることを発見したときは、速やかに適切な措置をとるとともに、石狩森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 6 共用林野内の稚樹については、その保育に平素十分注意し特に産物採取・放牧の際はこれを損傷しないよう留意する。
- 7 地域住民の副産物採取のための入林については、共用林野の保護の万全を期する見地から市町村条例又は規約書により所要の取締りを行うものとする。
- 8 上記各項に掲げるもののほか石狩森林管理署長の指示に従うものとする。

アイヌ共用林野設定一覧表

林班	総面積	控 除 地 面 積					設定面積	備考
		貸付地	分収育林	分収造林	その他	計		
22	139.21				107.67	107.67	31.54	
1000	52.07					0.00	52.07	
1001	45.81					0.00	45.81	
1002	62.48					0.00	62.48	
1003	48.92					0.00	48.92	
1004	73.51			1.17	2.18	3.35	70.16	
1005	21.98					0.00	21.98	
1006	67.55					0.00	67.55	
1007	32.89			3.73		3.73	29.16	
1008	59.46					0.00	59.46	
1009	51.80				26.90	26.90	24.90	
1127	47.57				2.20	2.20	45.37	樹木採取不可
1129	56.05				39.72	39.72	16.33	樹木採取不可
1130	78.79				20.71	20.71	58.08	樹木採取不可
1131	68.67					0.00	68.67	樹木採取不可
1132	51.83					0.00	51.83	樹木採取不可
1133	41.48					0.00	41.48	樹木採取不可
1136	52.61					0.00	52.61	
1137	38.23	0.07				0.07	38.16	
1144	31.88	18.39			6.72	25.11	6.77	
1146	65.42	0.01			60.77	60.78	4.64	
合計	1188.21	18.47	0.00	4.90	266.87	290.24	897.97	

共用者名簿

[illegible]

アイヌ共用林野位置図
(砥石山・砥山国有林)

凡 例

アイヌ共用林野

面積：514.03ha

1:17,000

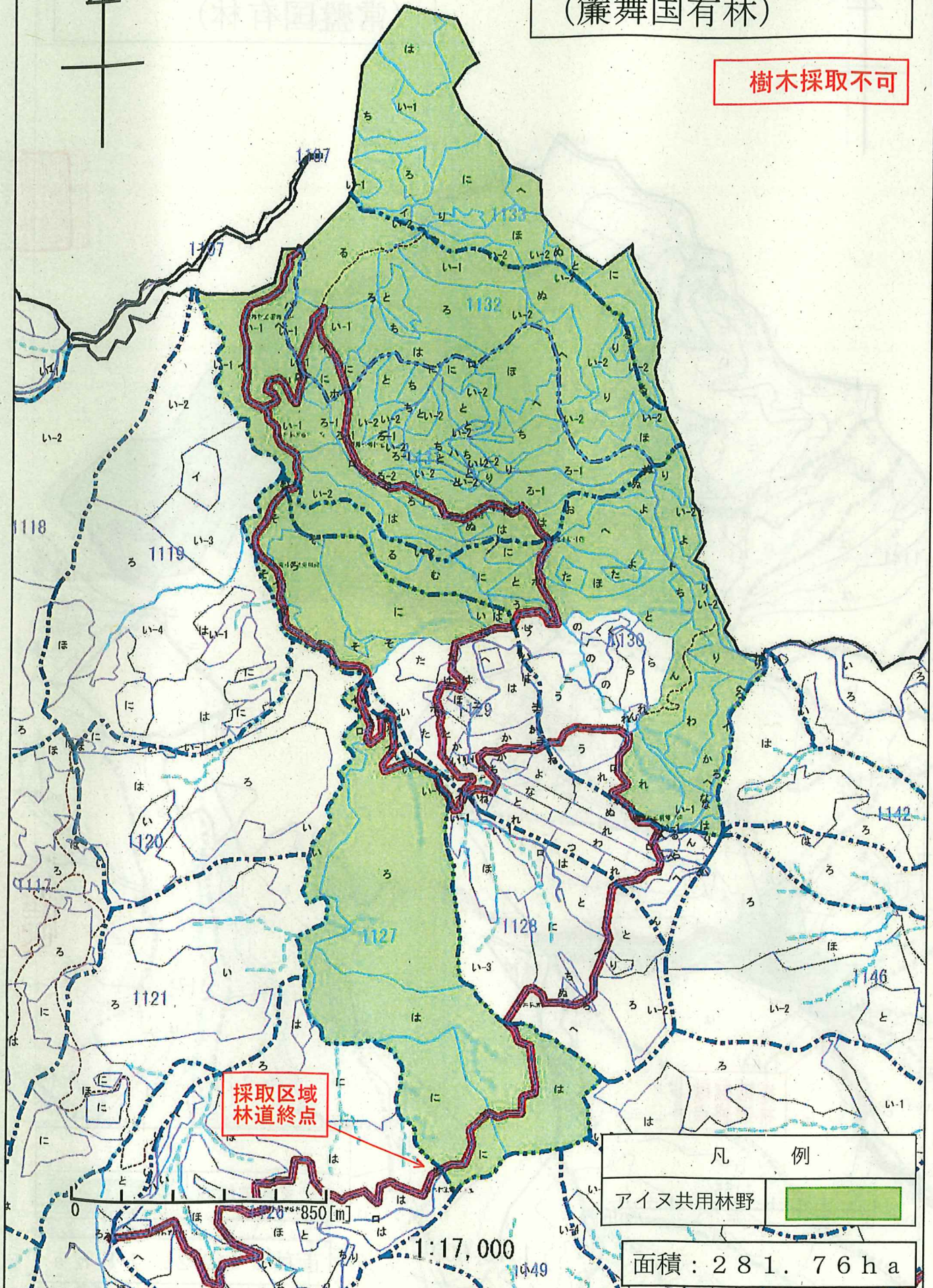
アイヌ共用林野

1:17,000

面積：514.03ha

アイヌ共用林野位置図 (簾舞国有林)

樹木採取不可



採取区域
林道終点

凡 例	
アイヌ共用林野	

面積：281.76ha

アイヌ共用林野位置図 (常盤国有林)

